真宗大谷派長浜教区合唱団“花あかり”規約

（名称）

第１条　本団は、真宗大谷派長浜教区合唱団“花あかり”と称し、教区教化委員会に所属する。

（事務所）

第２条　本団の事務所は、長浜教務所（所在地、〒526-0059 長浜市元浜町３２番４号）内に置く。

（目的）

第３条　本団は、仏教讃歌を中心に、音楽文化の興隆に努め、また歌を通して真宗門徒の交流を図るとともに、同朋教化の実を挙げることを目的とする。

（事業）

第４条　本団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）定期的な合同練習

（２）教化事業、別院行事、コンサート等への参加

（３）合唱関係諸団体との交流

（４）その他目的を達成するために必要な事業

（組織）

第５条　本団は、教区内の寺族・門徒で、合唱団“花あかり”に登録されている者を団員として構成する。

（役員）

第６条　本団に次の役員を置く。

（１）団　長　　１　名

（２）副団長　　２　名

（３）会　計　　１　名

（４）常任委員　　若干名

（５）会計監査　　２　名

Ⅱ　本団に次の指導スタッフをおく。

（１）スタッフ長・・・・　Ⅰ　名

（２）スタッフ・・・・・　若干名

（役員・スタッフの選出）

第７条　１、団長、副団長、会計、常任委員、会計監査は、総会において選出する。

２、指導スタッフは役員会において選出し、スタッフ長はスタッフ会にて選出する。

（役員・スタッフの任期）

第７条　１、役員・スタッフの任期は３年とする。ただし、再任は妨げない。

２、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員・スタッフの任務）

第８条　１、団長は、本団を代表し、一切を統理する。

２、副団長は、団長を補佐し、団長に事故ある時はこれを代理する。

３、会計は、会計及び金品の出納管理に当たる。

４、常任委員は、団長の命を受けて団務の運営に当たる。

５、会計監査は、会計を監査する。

６、スタッフは、仏教音楽等の指導にあたる。

（会議）

第１０条　１、総会は年１回開催し、団長がこれを召集する。ただし、必要に応じて、臨時にこれを
召集することができる。

２、役員会は、団長が必要に応じてこれを召集することができる。

３、役員会は、団長が必要に応じてスタッフ長の出席を求めることができる。

４、スタッフ会は、スタッフ長が必要に応じて招集することができる。

（会計）

第１１条　１、本団の経費は、団費、助成金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

２、団費の額は、総会において定める。

（会計年度）

第１２条　１、本団の会計年度は、毎年７月１日に始まり翌年６月３０日に終わる。

２、本団の団務及び決算については、総会において報告し、その承認を得なければならない。

（報　告）

第１３条　団長は会議での決定事項を、教化委員長に報告しなければならない。

（規約の改正）

第１４条　この規約は、総会において団員の過半数以上の同意を得なければ改正することができない。

（委　任）

第１５条　本規約に定めるもののほか、必要な事項については、団長が役員会の了承を得て決定する。

（補　則）

ただし、第８条の役員の任期は、平成４年度（平成５年６月３０日）迄任期調整のため、２年とする。

（付　則）

１、総会の承認を得た日（平成３年７月２７日）から施行する。
２、平成５年７月３日　　一部改正
３、平成８年７月６日　　一部改正
４、平成１１年８月３１日　　一部改正
５、平成１８年８月２日　　一部改正
６、平成２０年８月　　一部改正